

官報

号外

平成六年十月十八日

○第百三十一回 衆議院會議録 第六号

平成六年十月十八日(火曜日)

平成六年十月十八日

正午 本會議

○本日の會議に付した案件

裁判官訴追委員辭職の件

檢察官訴追委員の選舉

檢察官適格審査委員會の予備委員の選舉

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平

成六年度から平成八年度までの公債の發行の特例等に関する法律案、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案、平成七年分所得

税の特別減税のための臨時措置法案及び地方税法等の一部を改正する法律案を審査するた

め委員四十五人よりなる税制改革に関する特別委員會を設置するの件(議長發議)

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平

成六年度から平成八年度までの公債の發行の特例等に関する法律案(内閣提出)、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出)、平成七年分所得税の特別減税のため

の臨時措置法案(内閣提出)及び地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後零時三十分開議

○議長(土井たか子君) これより會議を開きます。

裁判官訴追委員辭職の件

○議長(土井たか子君) お諮りいたします。

裁判官訴追委員葉梨信行さんから、訴追委員を辭職したいとの申し出があります。右申し出を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

檢察官訴追委員の選舉

○議長(土井たか子君) つきましては、裁判官訴追委員の選舉を行うのでありますが、この際、あわせて、檢察官適格審査委員會の予備委員の選舉を行います。

○山本有二君 裁判官訴追委員及び檢察官適格審査委員會の予備委員の選舉は、いずれもその手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

特別委員會設置の件

○議長(土井たか子君) 特別委員會の設置につきお諮りいたします。

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の發行の特例等に関する法律案、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案、平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案及び地方税法等の一部を改正する法律案を審査するため委員四十五人よりなる税制改革に関する特別委員會を設置したいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

ただいま議決されました特別委員會の委員は追って指名いたします。

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の發行の特例等に関する法律案(内閣提出)、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出)、平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(内閣提出)及び地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(土井たか子君) この際、内閣提出、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の發行の特例等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決まりました。

議長は、裁判官訴追委員に堀之内久男さんを指名いたします。

次に、檢察官適格審査委員會の予備委員に浜野剛さんを指名し、後藤田正晴さんの予備委員といたします。

による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の發行の特例等に関する法律案、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案、平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案及び地方税法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を順次求めます。大蔵大臣武村正義さん。

〔國務大臣武村正義君登壇〕

○國務大臣(武村正義君) ただいま議題となりました所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の發行の特例等に関する法律案、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案、平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案、以上三件につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、ただいま申し上げた公債の發行の特例等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。今般の税制改革の実施に際し、当面の経済状況に配慮をして所得税減税を先行すること等により平成六年度、七年度及び八年度の一般会計の歳入において見込まれる租税収入の減少につきまして、公債の發行により対応せざるを得ないところがあります。このため、財政法第四條第一項ただし書きの規定等により發行する公債のほか、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債の發行を行うことができることとするとともに、当該公債等の償還に充てるための一般会計から國債整理基金特別会計への繰り入れの特例措置を講ずる必要があります。本法律案を提出した次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

平成六年度、七年度及び八年度の一般会計の歳入において見込まれる、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うため、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を發行することができるといたしております。

さらに、当該公債等の償還に充てるため、國債

[illegible]

整理基金特別会計法の規定による繰り入れを行うほか、平成十年度から二十九年までの各年度において一般会計から国債整理基金特別会計に所要の償還財源の繰り入れを行うこととしたしております。

次に、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案について御説明を申し上げます。

政府としましては、活力ある福祉社会の実現を、目指す視点に立ち、社会の構成員が広く負担を分かち合い、かつ、歳出面の諸措置の安定的な維持に資するような所得、消費、資産等の間における均衡がとれた税体系を構築する観点から、個人所得課税の累進緩和等を通ずる負担の軽減並びに消費税の中小事業者に対する特例措置等の改革及び税率の引き上げによる消費課税の充実を図ることとしたところであります。

以下、その大要を申し上げます。

まず、所得税につきましては、中堅所得者層を中心とした税負担の累増感を緩和するため、二〇%の税率が適用される課税所得の範囲の上限を六百万円から九百万円に大幅に拡大する等税率構造を見直すとともに、少額納税者への配慮として、基礎的な人的控除の引き上げなどを行うこととしております。

次に消費税につきましては、まず、中小事業者に対する特例措置について、制度の公平性を重視する観点から、限界控除制度を廃止するとともに、簡易課税制度の適用上限を現行の四億円から二億円に大幅に引き下げるほか、一定の新設法人に對しましては事業者免稅点制度を適用しないこととしたしております。また、仕入れ税額控除につきまして、制度の信頼性を高める観点から、帳簿及び請求書等の保存を要件とする方式に改めることとしたしております。

これらの改正を中心とする消費税制度の抜本的な改革を行った上で、消費税率を現行の3%から4%に引き上げることとしております。これにより、今般創設を予定いたしております地方自治

費税と合わせた負担率は、5%になります。

なお、所得税の改正につきましては、平成七年分から適用することとし、消費税の改正につきましては、当面の経済状況に配慮をし、平成九年四月一日から適用することとしたしております。

次に、平成七年分所得税の特例減税のための臨時措置法案について御説明申し上げます。

部を改正する法律案による所得税の制度減税に加え、当面の景気に配慮して、平成七年分の所得税につきまして、定率による特別減税を上乗せして実施することとしたところでございます。

以下、その大要を申し上げます。

この特別減税は、平成七年度の所得税に限り同年分の所得税額からその一五％相当額を控除することにより実施をすることとしたしております。なお、一五％相当額が五万円を超える場合には、控除額は五万円としております。

この特別減税の具体的な実施方法に關しましては、給与所得者については、平成七年一月から六月までの間に支払われた給与等に係る源泉徴収税額の一五%相当額を、原則として同年六月に還付額の一五%相当額から同年六月の還付金額を控除した残額を控除することにより実施をすることとしたしております。

次に、公的年金等受給者については、原則として平成七年六月及び十二月に半年分の源泉徴収税額の一五％相当額をそれぞれ還付することといたしております。

また、事業所得者等につきましては、平成七年分の確定申告の際に、所得税額からその一五％相当額を控除することにより実施することとしたしております。なお、同年分の所得税に係る予定納税基準額は、特別減税を加味して計算することにしたしております。

以上、提案の三法案につきまして、その趣旨を説明申し上げた次第であります。（拍手）

○議長（土井たか子君） 自治大臣野中広務さん。

〔國務大臣野中広務君登壇〕

○**國務大臣(野中広務君)** たいに議題となりま
した地方税法等の一部を改正する法律案につしま
して、その趣旨を御説明申し上げます。

今回の地方税制改正に当たりましては、地方自治の豊かな福祉社会の実現を目指す観点に立つた今後の税制改革等の一環として、個人住民税について税率適用区分の見直し、基礎控除等の引き上げ、等を先行し、また平成七年度において定率による特別減税を実施するとともに、地方税源の充実を図る観点から、地方消費税を創設することとし、あわせて税制改革に伴い、消費税に係る地方交付税附の率を引き上げるほか、個人住民税に係る減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講ずることとしたしております。

以下、その概要について御説明申し上げます。

まず、中堅所得者層を中心とした税負担の累増感を緩和するため、個人住民税の税率構造の見直し等による負担の軽減を行うこととしております。また、当面の経済情勢に対応するための措置といたしまして、個人住民税について定率による特別減税を平成六年度に引き続いて平成七年度ににおいても実施することといたしております。

次に、地方分権の推進、地域福祉の充実等

め、地方税源の充実を図る観点から、消費譲与税にかえて、平成九年度から道府県税として地方消費税の創設を図ることとしております。地方消費税の税率は消費税額の二五％とし、消費税と地方消費税と合わせた税負担率は五％となります。

また、国内取引に係る地方消費税の賦課徴収に

つきましては、当分の間、納税者の事務負担等を
勘案して、国において消費税の例により、あわさ
て行うものとしております。輸入取引に係る地方
消費税の賦課徴収についても、国において行うも
のとしております。

さらに、道府県間の地方消費税相当額の清算、市町村に対する交付金制度の導入も行うこととす。

ております。

次に、平成六年度から平成八年度までの個人住民税の減税による地方団体の減収額を埋めるための措置として、地方債の特例措置を講ずることといたしております。

また、消費税の収入額に対する地方交付税の率を五・五％引き上げて、二九・五％とすることとしております。

あわせて、平成七年度以降の各年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の限度額を変更することとしております。

以上が、地方税法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律

の施行等による租税収入の減少を補うため

の平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出）、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案（内閣提出）、平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案（内閣提出）及び地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

○議長（土井たか子君） ただいまの趣旨の説明に

対して質疑の通告があります。順次これを許します。村井仁さん。

〔村井仁君登壇〕
○村井仁君　改革の同志のお許しをいただきまして、ただいま上程されました税制改正関係法案につきまして、総理大臣初め関係大臣にお伺いをいたします。

まず、その前に申し上げなくてはなりませんのは、この税制改正問題は国民の広い関心を集めている事柄でありまして、この提案されている法律の附則第二十五条の「検討」という項目にもありますように、「社会保障等に要する費用の財源を確保する観点、行政及び財政の改革の推進状況」な

ど、必ずしも大蔵委員会、地方行政委員会の所管で尽くさない事項が大きな関係を持つところから、特別委員会を設置して審議するべきであるとして主張してきた経緯があります。

これまでも、昭和六十三年秋の臨時国会におきまして、消費税の導入に際し、そして平成元年十二月の臨時国会と平成二年の通常国会で消費税の廃止が主張されたとき、この税の重要性にかなりみまされて、いずれも特別委員会を設置して論議を行っております。国民にとって大変関心の深い問題でありますからこそ、このような措置をとったのであります。

今回の消費税を五％に引き上げようとする改正は、消費税導入のときと同じ重みを持った重要な政策決定であります。特に、長いこと消費税に反対してこれら社会党の委員長でもある村山内閣総理大臣が、特別委員会においてその重大な政治責任を感じて国民に納得のいくような説明をされ、徹底した国民的な論議を行うことは、国民が皆ひとしく期待しているところであると私は信じているのであります。(拍手)

このような問題の重要性を政府・与党がかねての我々の強い要求を入れて決まってきた認識に至りまして、特別委員会が設置され、徹底した論議が広範な関係問題に關して繰り広げられることを、私たちは心から歓迎するところであります。避けようもない高齢化・少子化社会にどのような備えをしていくことが適切かを、与野党の間で忌憚のない議論をして、国民の懸念を払拭することが大切であります。私たちも充実した論議をしたいと存じます。

以上、私たちが特別委員会の設置を求めた理由、そしてそれに取り組む姿勢を申し上げまして、以下、質問に入らせていただきます。

まず、総理は、去る十三日の衆議院予算委員会におきまして、私の質問に答えて、社会委員長として、総理大臣として消費税を是認する、このように明言なさいました。総理は、羽田前総理が

代表質問で、消費税の性格について総理はどのような認識を持っておられるかと尋ねたのに対して、所得、消費、資産の均衡ある課税をすることが必要だというような、官僚の書いた答弁を専ら朗読されました。昔の社会党が、だめなものだめという、まことに歯切れのよい、国民にわかりやすい過ぎるほどにわかりやすい認識を消費税に關してお示しになられたことを思い出します。今、村山さんが総理となられた途端、方針変換、公約違反を物ともせず消費税を引き上げる法律案を提案される以上は、国民にもっとわかりやすく説明をする必要があります。(拍手)

今、総理が消費税についてどのような認識を持っておられるか。これは、去る十三日、なぜか回りくどい答弁を繰り返されて、なかなか率直にお答えいただけなかったので再三お尋ねしたのであります。その結果、最後に、消費税を是認すると大変明確にお答えになりました。是認とは、是と認める、これはよいものと認めるという意味である、このように字引には書いてございませう。消費税は、だめなものではなく、国家国民にとってよい税金である、このように総理がお認めになったことをまず冒頭に確認しておきたいと存じます。経過論や周辺の話はよろしい。端的に御確認をお願いします。

総理は、別の場所で、消費税の逆進性はまだ解消していないとの見解を示されました。私は、消費税というものは本来所得に対して逆進性を持つ税である、このように考えております。そこで、総理は、消費税の逆進性を本当になくすることができると、このように認識しておられますか。それとも、逆進性があるけれども、政権につく前から存在するものなので仕方がない。ヘーゲルによれば、存在するものは合理的であるのだから、本質的にその追随者であられる総理は、決然と認をなすたのであって、本当は望ましくないと考えていらっしやるのか、ぜひ明確にしてくださいと存じます。さらに、逆進性の解消が可能と、

このようにおっしゃるのであれば、どんな形でできると考えておられるのか、ぜひ伺いたいと存じます。

将来の日本の経済社会を考えますと、私は、今財政の手を広げておくことが大切だと考えております。今、日本には、国債で二百一兆円、地方で百兆円の借金があるとされております。隠れ国債も四十兆円近くある、こう言われております。二百兆円というお金は、私も日銀の大金庫を見せていただいたことがございますが、全く実感がございませう。しかし、これは国民一人当たりになりますと、百六十一万円に上ると言われます。

問題は、最後はこの負債は、後の時代になって、後世インフレで解消するか、それとも税金で解消するしかないという厳然たる事実があります。インフレが、社会的により弱い人を直撃するのはよく知られた事実であります。また、後世税金で返すということは、後世に、国債を持っていない相対的に恵まれない人々から所得が移転するということでもあります。今の時代に国債を増発して処理することは、現在の社会には優しいが、後世にはこの上なく冷たい、こういうことになりかねません。それが村山政権の本質でありましょうか。

政治家が今選挙権を持っている人に責任を持つのは当たり前のことでありまして、公約違反をした村山総理はその点でまず失格であることを、もとよりみずから承知していらっしやることと思われまふ。しかし、さらには、私たち政治家は、まだ選挙権を持っていない若い人たち、子供たち、さらにはまだ生まれてきていない、将来の日本を支える人たちに責任を持たなければならぬ。そのような姿勢こそが本当の政治家のあるべき姿だと考えますが、総理にこの点についての御見解をお伺いしたいと存じます。(拍手)

また、ことしの暮れの予算編成はとりわけ厳しいものになり、ウルグアイ・ラウンド対策など必

要な対策ができないのではないかと懸念いたしておりますが、お考えを伺いたいと存じます。さらに、少しく個別の問題をお尋ねいたします。

日本経済の活力を今後とも維持していくためには、現在のよう法人税のあり方を放置するべきではないと考えております。このまま手をこまねいて何もしなければ、日本企業、特に日本の産業をこれまで支えてきた、潜在成長力があり、次の時代を支えてくれるであろう中小企業までも海外に逃避することは避けがたいものがあります。文字どおりの産業の空洞化が起こり、ついに深刻な雇用問題に及ぶのは目に見えております。国際的に見て適切な法人税負担水準を今真剣に議論しなければ、取り返しのつかないことになると思えます。

また、ニュービジネスの興隆、新しい産業構造の変化に対して現在の制度が十分に対応できるだろうかという視点からの既存制度の洗い直しが必要と考えますが、総理は今度の税制改正がそれを可能にするようなものと考えておられますか、お伺いしたいと存じます。

さらに、現在の景気を考え、いまだ低調な設備投資を促進するために、思い切った設備投資減税をすることが必要であると思っておりますが、総理の御見解を伺いたいと存じます。

日本の証券市場の不振は、経済が回復基調になったという政府の認識にもかかわらずなお深刻でありまして、これは経済の先見的な指標である株式市場が一向にさえないことに典型的にあらわれております。証券市場にあるさまざまな規制もその原因であると言われますが、それだけではなく、特に有価証券取引税という先進諸国の主要市場に例を見ない税制が日本の市場の魅力を奪い、世界の成長センターとして脚光を浴びつつあるアジア諸国の有望な株式が日本市場をスキップして欧米市場に上場され、日本の投資家の有望な株式に対する投資機会を奪い、またアジア諸国の資金需要にこたえないという事態になっているように

思います。有価証券取引税の廃止ないし抜本的な見直しを必要とはお考えになりませんか。

地価税についてありますが、地価が鎮静して、一部にはこの税は現在の景気回復の足を引っ張っているという声もございいます。地価税は、本来、固定資産税が担うべき土地の保有に負担を求める税であります。現実には取りやすいところに偏って課税されるいびつな税になって、都市の重要な機能を担うホテルや百貨店、日本の頭脳中枢といふべき部分に過大な負担を課しています。地価税と固定資産税について見直しをするべきではありませんか。(拍手)

地方消費税の導入が提案されています。地方の独自財源を確保する上で重要な税であります。ここで問題になるのは、消費税導入の際に、当時の遊興飲食税が典型的な流通消費税であるのに整理されず特別地方消費税として残り、ホテル、旅館、食堂など限られた世界で消費税に上乗せされる妙な税として存在していることとあります。当然に廃止するべきであると考えますが、いかがでございましょうか。(拍手)

最後に、近い将来確実に訪れる高齢化・少子化社会に備えて抜本的な税制改正をするべきときに当たっているのに、その場しのぎの臨時減税を加えて辛うじてことしの減税規模を維持するという選択が、これからの日本にとって本当によい選択でありましょうか。

また、将来の税制がどうなるか。平成八年九月までに見直すという条項が入れられることで不確定要素がふえております。税は社会経済の万般に影響するから不確定要素をなくさなければならぬのに、それまではどうなるかわからないという前代未聞の姿になっております。このような選択を私は疑問に思います。臨時減税が終わった後の実質増税、さらには消費税の引き上げと、二、三年後には増税が続くことが果たして本当に適切な選択なのか、疑問があります。この点については、ぜひとも総理の御自分のお言葉で御回答をい

ただくことをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣村山富市君登壇)

○内閣総理大臣(村山富市君) 村井議員の御質問にお答えをしたいと思います。まず最初は、消費税を是認したことに関連をしてお尋ねでございました。

これは、昨年七月の総選挙の私どもの公約の中でも明確に申し上げておりますが、もうこの消費税が成立をして国民の暮らしの中にも定着をしていく事実というものはだれも否定できないわけですから、その事実を是認した上でいかにその逆進性を解消するかというところに努めてまいり、こういう観点で私も七月の選挙のときには訴えてまいりました。

現に、それ以降でございました旧連立政権、野党の皆さん方と一緒にやっていかれた税制改革を進めていくかという意味では、これからは所得と消費と資産のバランスのとれた形で課税をすることが大事ではないかというので一緒に勉強してまいりました。その経過も踏まえて今回の税制改革では、所得、資産、消費のバランスのとれた税制改革をするという前提に立って消費税を是認する、こういうことになってきたわけでありまして、これからその点を踏まえて一層これからよくするために努力をしていきたいというふうに思っているところでございいます。

第二の問題は、消費税の逆進性に対する認識についての御質問でございいます。

私は、間接税、特に消費税というものは本来的に逆進性を持っているものだというふうに思っています。しかし、可能な限り、所得の低い皆さんや税金を納めていない方々に対する配慮というものをするために、逆進性の緩和には努めていかなきゃならぬというふうに思いますが、単にその逆進性の緩和に努めるというだけではなくて、可能な限り、例えば歳出面でカバーするといった、歳入歳出両面からその逆進性が緩和されて、所得の低い

方々に配慮がなされるような、そういう考え方が大事であるということをお断りして申し上げておきたいと思ひます。(拍手)

次に、財政事情と七年度予算編成についての考え方についての御質問であります。我が国の財政は、御指摘もございましたように、一段と深刻さを増すに至っております。このため、平成七年度予算編成に当たりましては、あらゆる経費について制度の根本にまでさかのぼった見直しや施策の優先順位の厳しい選択を行うこと、さらに、歳出面におきましては徹底した見直しに取り組みとともに、税収外収入等歳入面においても可能な限りの増収努力を払うなど、あらゆる努力をこれからの増収に注ぎたいと思ひます。

さらに、法人税のあり方等についての御指摘がございました。

法人所得課税については、昨年十一月の税制調査会の中期答申におきまして、税負担の公平、経済活動に対する中立性等の基本的視点に加え、我が国経済の国際化が一層進展していることや、安定成長下において企業の活力を維持していく必要があることといったような視点を踏まえ、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げ」という基本的方向に沿って、今後とも検討を進める必要がある。こういうことが述べられているわけですが、このような中期答申の基本的考え方に沿ひまして、今後さらに検討を進めていかなければならないというふうに考えているところでございいます。

次に、設備投資減税についての御指摘であります。設備投資につきましては、経済対策に基づき本年十二月末までの限定的な措置を含め種々の減税措置を講じてきておるところであります。これらの制度が十分活用されることを期待しております。

次に、今回の減税はその場しのぎの臨時減税を加えたものではないか、こういう御指摘でござい

ますが、今回の個人所得課税の負担軽減は、活力ある福祉社会の実現を目指す視点に立ちまして、税率構造の累進性を大幅に緩和することを柱とした抜本的減税でございいます。

私は常に申し上げておりますけれども、この所得税率の累進性というものは、比較的中堅サラリーマン層に大変ウェイトがかかってきておる。考えてまいりますと、この中堅サラリーマン層というのは、子供さんの教育のためにも、あるいはまた家をつくったローンの支払いとか、さらにまたお年寄りの皆さんも大介護を必要とするような年齢に達しておる、こういったような家庭の事情を考えた場合に、やはり重税感が非常に強い、こはひとつ軽減をする必要があるということでは、皆さん共通して御認識になっておったことだと思ひます。今度のこの累進税率の緩和によつて、平均的なサラリーマンの九〇％ぐらいまでは、大体退職するぐらいまでの間に二〇％ぐらいの税率でおさまっていくということは、私は、本当に活力のある産業社会をつくるために必要なことであつたというふうに考えております。

そういう視点に立つて行ったわけでございまして、言われるように、決して税制改革の理念がないというものではないと、私は当面考えられる最善の税制改革であつたというふうに申し上げたいと思ひます。(拍手)

残余の質問につきましては、関係大臣からお答えをいたします。(拍手)

(国務大臣武村正義君登壇)

○国務大臣(武村正義君) 最近、我が国の証券市場が空洞化しているのではないかと議論が行われ始めています。率直に言つて、こうした現象の背景にはさまざまな要因が複合的に働いているように思ひます。むしろ、中には我が国証券市場の国際化としてとらえるべき現象も含まれているわけでありまして、何もかも一掃くたにして空洞化というところへ方は必ずしも正

○国務大臣(野中広務君) 村井議員よりお尋ねのありました特別地方消費税につきましてお答えをいたします。

總理はどのようにお考えか、まず伺います。
 また、特に連立形態の内閣においては、税制の
 ような重要政策について異なる政党の間のコンセ
 ンサスを得るためには、複雑な手続をいとわず、
 公開の討論を尽くし、それを国民にわかりやすく
 説明していくという政治手法が何よりも大切であ
 ると考えますが、總理の御所見を伺いたいのであ
 ります。

最近、政府でも公的介護保険制度について検討を始められました。世論調査によると、国民が最後の不安の第一位に掲げているのが、自分が寝たきりになった場合にだれが面倒を見てくれるかという点、つまり介護の問題です。今後の高齢化社会においては、要介護老人が増えること、女性の社会進出によって家庭内の介護システムが十分に機能し得ないこと、身寄りのない老人や年金

自民党はいわゆる族議員の影響力が強くて、村山内閣では国民が納得するような行政改革は難しいのではないかという懸念を指摘する向きもあります。行革プロジェクトでは、自民党、社会党の皆さんとともに積極的かつ建設的な議論をしていたと考えておりまして、私は、こうした批判は杞憂であらうと考えております。副総理には、自民党総裁として行政改革に強いリーダーシップを発揮していただきたいと存じますが、副総理の行政改革

平成六年十月十八日 衆議院會議録第六号

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案外三案の趣旨説明に對する中島嘉夫君の質疑

六

に對する決意を伺います。

さて、税制改革で国民の理解を得るために、公共事業や特殊法人の改革などの行政改革の断行によつて消費税一％相当分の歳出削減効果を上上げることを新党さきがけは提案してまいりました。来年度の予算編成に際して、行政改革による財政効果の数値目標を設定することについて総理はいかがお考えか、伺います。

また、行政改革の喫緊の課題である規制緩和と推進計画の策定に当たっては、私自身の役人時代の経験に照らしてみても、官僚に任せるのではなく、民間人も参加する形で検討を進めることが不可欠であると考えます。政府においては、規制緩和の行動計画策定に当たって、民間人の知恵を十分に取り入れるようなシステムをつくられるよう、これは総理並びに官房長官に強く要望をいたしておきます。

最後に、行政改革の推進体制について伺います。

今私たちが取り組んでいる行政改革は、過去にもたびたび議論されながら、総論賛成・各論反対というところで、うやむやに終わることを繰り返してきました。このつらい仕事を実現するためには、たとえ官僚が反対しようとも、内閣がかかわらうとも、常に一貫して国民の立場からやり通すという責任体制が官邸機能の中に位置づけられていることが必要であると考えます。総理は、今回、三人の私的な補佐を置くことにしたと伺います。その方々に、特に行政改革を担当する役割を担っていただくようにすることが有益だと存じます。が、総理のお考えを伺います。

以上、私は、今回の税制改革関連法案について、税制改革の前提となる福祉及び行政改革に関連する諸問題を中心に伺ってまいりました。我が国が今この税制改革を通して直面しているのは、昨年の総選挙によつて国民が意思表示を行った強い改革への志向、つまり、一日も早くいわれる五五年体制を抜け出して、新しい二十一世紀のシステム

テムづくりの進展すべきだという要請でありま。村山総理を先頭に、政府が万難を排してこの困難な課題に立ち向かい、国民の負託にこたえられることを期待して、私の質問を終わります。

信頼度も固まってきたというふうに思います。それから、これからの心算がけで私は連立政権の運営に当たっていきいたいというふうに考えておるところでございます。(拍手)

(内閣総理大臣村山富市君登壇)
○内閣総理大臣(村山富市君) 中島議員の質問にお答えを申し上げたいと思ひますが、税が国の礎であり、国民の暮らしにとって極めて重要な問題である、大きな問題であるということについては御指摘のとおりだと私は思ひます。それだけに、できるだけ納税者にわかりやすく、理解と納得をしていただくという手法をとることは、またこれは極めて大事なことだというふうに私も考えています。

それから、税制、福祉、行革というのは三位一体でやるべきではないか、こういう御質問でございましたが、税制改革を論ずるに当たりましては、活力ある福祉社会の実現を目指すという視点に立つて、国民の理解と協力を得るためにも行政改革の推進が極めて重要であることは、もう申し上げるまでもございません。こうした三位一体の見地から、連立与党では、税制改革と福祉と行革という三つのプロジェクトチームをそれぞれつくりまして、十分な議論を踏まえながら、その成果を上げるべく、今回の税制改革案も結論を出されたいというふうな理解をいたしております。けれども、まあ見直し事項もありませんから、これからは税制改革と関連して福祉ビジョンと行革と三位一体で推し進めていかなければならぬということ、御意見のとおりだと私も確認をいたしております。(拍手)

そういう趣旨から、今回の税制改革につきましては、与党内における議論はもうお終ひのこと、与党間でも与党税調を中心にして再三再四議論を重ねてまいります。同時に、各団体、各般の皆さんの意見も十分聴取をした上で、慎重な上にも慎重な議論を重ねて私は結論を出したものだといふふうに考えておりますが、そういう税制改革案でありますから、今回提案をしております税制改革案は当面考えられる範囲では最善のものであるというところは申し上げたとおりでありますので、皆さんの御理解と一日も早い御成立をお願ひ申し上げます。(拍手)

それから、消費税率の見直しに際しての留意点及びその検討日程についてのお尋ねでございます。たが、消費税につきましては、今も申し上げましたように、社会保障等に要する費用の財源をどう確保していくかという観点、さらに行政改革の推進をしておる状況、さらに租税特別措置等、消費税に係る課税の適正化の状況、言うならば不公平税制等もどう是正していくかといったような観点、さらに財政状況等も総合的に勘案をしながら、必要があると思はれるときは平成八年九月三十日までには所要の措置を講ずることとしております。今後、この期限を踏まえて、鋭意今申し上げましたような視点を踏まえて検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、福祉ビジョンについてのお尋ねでございます。また、今後、この新ゴールドプラン、エンゼルプラン等の内容につきましてはできるだけ早く結論

めを行っていきいたいと思ひますが、今持っておりますゴールドプランに基づいて、これまで各市町村でもって独自の福祉計画というものをつくっていただきました。それを全部政府の方で集約して、そのまた福祉ビジョンに基づいて新しいゴールドプランをつくらうというので今作業にかかっているわけでありますが、可能な限り早くその詰めを行って、年金、医療等の自然増等の推計を早くとらえて、将来の社会保障の具体的な姿をできるだけ早く明らかにすべく努力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、公的介護保険制度についてお尋ねがございました。

中島議員御指摘のとおり、この福祉介護の問題は、今日、大きな国民的課題であるというふうに私も受けとめておりますが、この新たな介護システムの構築に当たりましては、介護問題をめぐる基本的な論点や考え方等々の整理、検討を行うと同時に、諸外国の動向等も調査をいたしまして、幅広く公的介護保険制度のあり方というものについて議論を進めて、何とか皆さんの御期待におこたえできるような結論を見出していきいたいというふうに考えて今検討中でございます。それから、御理解を賜りたいというふうに思ひます。

それから、行政改革についての決意についてのお尋ねでございますが、これはもう私が再三再四申し上げておりますように、この内閣が取り組まなければならぬ最大の政治課題であるという受けとめ方をいたしております。

そのために、与党が「行政改革を進めるに当たつての基本方針」というものを先般おつくりをいただきました。その方針を踏まえて、与党とも十分相談をしながら行政改革の推進に積極的に取り組んでいくことは申し上げるまでもございませ。現に私は、閣僚懇談会等を通じて、各大臣にもその具体的な方策を検討して早く出してもらへるよう今お願いをいたしておるところでございます。今後とも、規制緩和や特殊法人を含め各般の改革課題について積極的に取り組ましまして、

めを行っていきいたいと思ひますが、今持っておりますゴールドプランに基づいて、これまで各市町村でもって独自の福祉計画というものをつくっていただきました。それを全部政府の方で集約して、そのまた福祉ビジョンに基づいて新しいゴールドプランをつくらうというので今作業にかかっているわけでありますが、可能な限り早くその詰めを行って、年金、医療等の自然増等の推計を早くとらえて、将来の社会保障の具体的な姿をできるだけ早く明らかにすべく努力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、公的介護保険制度についてお尋ねがございました。中島議員御指摘のとおり、この福祉介護の問題は、今日、大きな国民的課題であるというふうに私も受けとめておりますが、この新たな介護システムの構築に当たりましては、介護問題をめぐる基本的な論点や考え方等々の整理、検討を行うと同時に、諸外国の動向等も調査をいたしまして、幅広く公的介護保険制度のあり方というものについて議論を進めて、何とか皆さんの御期待におこたえできるような結論を見出していきいたいというふうに考えて今検討中でございます。それから、御理解を賜りたいというふうに思ひます。

国民の目に見える形で行政改革が実行できるよう、内閣は一致結束をして、挙げて与党と協力しながら実現のために努力をしてまいりたいと考えておるところでございます。(拍手)

次に、来年度予算編成に際しての行政改革に対する財政効果の数値目標の設定についての御質問でございますが、もう御案内のように、行政改革はその効果を具体的な金額で表現し得ないものが多くあることは御理解をいただくと私は思います。いずれにいたしましても、簡潔にして効率的な行政の実現を目指して行政改革を積極的に推進してまいるとともに、行政改革の効果も含めた歳出の節減合理化について、予算編成過程を通じて今後とも鋭意検討して努力をしなければならぬ課題であるというふうに考えておるところでございます。

次に、行政改革に関連をして、官邸機能を強化するということについてのお尋ねでございますが、昭和六十一年に内政審議室、外政審議室等の設置が行われて、再編整備が行われてきたことは皆さん御案内のとおりであります。

今後とも、私自身のこれまでの経験を踏まえながら、官邸機能をどう強化していくかということについては不断に取り組んでいかなければならぬ課題だと存じますが、今回、三党からそれぞれ一名ずつお出しをいただきまして御協力をいただくことになりましたが、当面この政府が、内閣が抱えております行政の問題やあるいはその他万般の問題について、できるだけ各党との密接な連携を保ちながら多くの知恵を結果として、そしてできることならば、いろいろな団体、いろいろな国民の声を聞きながらこれからの行政を進めていかなければならぬ、そういう役割も担っていただくためにお願いを申し上げたわけでありますけれども、そういう考え方で行政機能の効果を上げると同時に、政治的な決断についても、本当に国民のためにどうすることが一番いいのかという選択課題についても、誤りのない結論を出していけるよ

うな方向で今後鋭意努力をしていきたいというふうに考えておりますから、皆様方の一層の御理解と御協力を心からお願いを申し上げまして、私の答弁を終わります。

自余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

(國務大臣河野洋平君登壇)

○國務大臣(河野洋平君) 中島議員からのお尋ねでございます。

自民党に問題があつて行政改革が難しいのではないかと、こういう御心配のようでございますが、国鉄、電電、こういったものの民営化を断行したのは自民党政権下でございます。(拍手)そういうことをぜひ思い起こしていただきたいと思ひます。中島議員が中心となつておられる与党行政プロジェクトチームがまとめられた基本方針のもとに、かたい決意で行政に臨む所存でございます。(拍手)

(國務大臣武村正義君登壇)

○國務大臣(武村正義君) 見直し規定の中で、消費税率の見直しの留意点、さらには日程についてまでお尋ねをいただきましたが、まずは見直しの項目につきましては、法律そのものの中にならぬ具体的に挙げていくわけでございます。

社会保険等に要する費用の財源を確保する観点、行政及び財政の改革の推進状況、租税特別措置等及び消費税率に係る課税の適正化の状況、さらに財政状況等も含めてお尋ねして、こういった各般のいわば消費税率にかかわる大事な問題点を真剣に、しかも具体的に検討をして、数字の上で精査をして、その上で見直しの最終結論を見出していくべきだというふうに思ひます。

そういったしますと、御指摘のように、行政改革一つとりましても、一般的、抽象的な努力でなしに、具体的にどういう改革を、実現をいつまでにするのか、そのことによつてどの程度の財政効果が上がるのかということまでしっかり見詰めることが議論を集約していく必要があるわけでござ

います。

既に総理もお答えいたしましたとおりでございますが、既に与党の中では、行政はもう政府も与党も真剣に取り組んでおるわけでありますし、租税特別措置法については、この秋から年末にかけて、来年度予算編成、税制改革をめぐつて具体的に取組みが始まります。福祉につきましても与党三党のチームが既に活発に御議論をいただいているところでございます。このスケジュールで、この勢いで三つのチームが三つの問題について一体に最終的には結論を集約をして、見直し規定の判断に持ち込んでいきたいというふうに思ひます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 佐々木陸海さん。

(佐々木陸海君登壇)

○佐々木陸海君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました消費税率増税にかかわる法案など四法案について、村山首相と武村蔵相に質問をいたします。

まず総理にお聞きしたいのは、これらの法案と議会制民主主義との関係の問題です。法案は、現在三つの消費税率、場合によっては六、七、七の可能性がある含めて、少なくとも五％に一九九七年度から引き上げようというもので

予算委員会の議論の中でも明らかにしたように、昨年の総選挙で社会党は、消費税率に關して、税率を上げないということを国民に公約いたしました。これは絶対に動かすことのできない事実であります。議会制民主主義の原則、選挙での公約の重み、とりわけ、すべての国民の生活に重大な影響を与える問題についての公約の重みというものを本当に大切に考える政治家であるならば、公約違反が明らかでない限り法案をそもそも提出などできないはずであります。総理の明確な答弁を求めます。(拍手)

持ち出しても、絶対に言いわけにはなりません。さまざまな事情から公約が十分にしか実行できないということはある得るでしょう。しかし、今回の場合、不十分というのではなく、正反對のことをやろうというわけでありまして、しかも、昨年の総選挙で、連立の相手である自民党もさきげも、税率引き上げを公約してはなかったたのであります。三党の公約の最大公約数をとつてみても、税率アップなど出てくるはずがないではありませんか。総理、連立政権の合意やあれこれの経緯、条件などは国民に対する公約違反の言いわけには絶対にならないものと考えますが、いかがでしょうか。(拍手)

総理、あなたは、予算委員会の議論で公約違反の事実を否定できなくなつて、「公約を大きくゆがめたなら別だが、少し変わる程度は裁量の範囲内だ」と言い逃れをしています。これは全く言語道断の言い分と言わなければなりません。税率を上げないという約束しておいて上げるというのは、東に行きますと言つて西に行くようなものであります。これが「裁量の範囲内」ということになれば、公約などというものは全く意味がない、文字どおり選挙で支持を得るための方便にすぎなくなつてしまふではありませんか。総理、そう思ひませんか。

社会党の公約違反の問題は、消費税率にとどまるものではありません。選挙制度、企業・団体献金禁止、自衛隊違憲、PKO法の拡大解釈反対、国連常任理事国入り、米輸入自由化反対など、昨年の総選挙での公約の広範な部分、主要部分すべてに公約違反が及んでいられるわけであります。消費税率問題は、その明白で重大なものの一つであります。

総理、あなたは、国会の場で首相という立場から、これが「裁量の範囲内」であると言つて通じて、公約とは結局こんなにも軽いものだ、軽く扱つてもよいものだと言つているのです。あなたの立場でのその発言は、単なる自己弁護や言い

平成六年十月十八日 衆議院會議録第六号

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案外三案の趣旨説明に対する佐々木陸海君の質疑

八

わけにとどまらず、今後の日本の政治に公約違反を大げらにはびこらせることにさへなりかねないではありませんか。それは、選挙制度や議会制度の破壊にさへ通じることあります。あなたはそういう責任を感じておられるのでしょうか。

「裁量の範囲内などという言い分は、きっぱりと取り消すべきではありませんか。(拍手)」

政府が今回、所得税法と消費税法の改正を一本の法案として出してきたことにも明らかかなように、所得減税と消費増税とは一体のものであります。総理は予算委員会でも、所得減税に関して、一部の比較的高い層のひずみをならしたものであると認めました。まさにあなたの言うとおりです。庶民の減税はごくわずかです。ところが、消費増税は庶民にまんべんなくかかってきます。その結果、総理、増減税差し引きでは圧倒的多数の国民が当然増税になるではありませんか。総理はそれを認めないのですか。

我々の計算では、年収およそ九百万円以下、サラリーマンの約九割が増税になり、潤うのは年収一千万円を大きく超える一握りの高額所得者です。また、年金生活者、高齢者、低所得世帯などの多くは減税の恩恵は皆無です。ここには消費増税だけが襲いかかってまいります。何よりも苦しめられるのはお年寄りであります。消費増税の最大の弊害である逆進性は、どう配慮しようとも、五%になれば一層激しくなるのは明らかではありませんか。

総理、中堅サラリーマンの負担軽減とか、高齢化社会のためとかの、そういう偽りの宣伝は直ちにやめるべきであります。大企業、大金持ち優遇の不公平税制の是正、軍事費や公共投資の浪

費の削減など、歳入歳出の内容を根本的に改めるべきです。消費増税は廃止すべきです。これこそが国民の願いであります。総理の見解を求めます。

総理や社会党は、軍縮を盛んに強調していただきます。しかし、来年度予算の概算要求では、軍事費は明確な増額であり、軍拡です。これも公約違反ではありませんか。伸び率が〇・九%と小さくなっているなどと言いますが、戦車、戦闘機、護衛艦など正面装備では、契約ベースで四・二%伸びて九千二百二十五億円、正面装備のツケ払い分、後年度負担分は九・七%も伸びているではありませんか。さらに、在日米軍に対する思いやり予算は百十八億円、三・五%の増加になっているではありませんか。総理、これらを本当に削減してこそ軍縮と言えるのです。総理にその計画と意思があるのか否か、明確に答弁を求めます。

法案は、既に悪名をばせている見直し条項を含んでいます。これこそまさに、五%という税率が、細川内閣の国民福祉税七%なるものと同様、腰だめの数字、仮置きにすぎないことを立証しています。既に財源の裏づけの全くない六百三十兆円の公共投資計画などが決定され、それとの関連で、大蔵省当局者が五%にはおさまらないということも公然と述べています。今回の措置が際限ない税率アップにつながるという保証は一体どこにあるのか。何一つないではありませんか。見解を求めます。

消費増税は、一九八八年、当時の自民党竹下内閣のもとで、やはり公約に違反して導入を強行されたものでした。推進者たちは初めから「小さく産んで大きく育てる」と公言し、それをねらってきました。しかし、消費増税問題は、国民の強い反対

のもとで、その後の日本の政治の激動の源泉の一つとなり、八九年には廃止法案が参議院で可決されています。大きく育てるという推進者の意図はこれまで果たせずに来ました。

総理、あなたは今、公約に反し、国民が社会党に寄せた期待をも裏切らんと断言して、消費増税の果てしない税率アップへの第一歩を踏み出すことを提案しているのです。その責任はまさに歴史的なものです。あなたはその責任を自覚しているのかどうか、その点を率直にお尋ねし、誠実な答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣村山富市君登壇)

○内閣総理大臣(村山富市君) 佐々木議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、今回の税制改革と公約違反の問題について一連のお尋ねがございました。

消費増税が定着しているという状況も踏まえて、昨年七月の総選挙の際には、社会党は、消費増税の否認ではなくて、所得、資産、消費に対するバランスのとれた課税を追求し、消費増税については逆進性緩和など国民的な要望に責任を持っておこたえしたい、こういう訴えをしてまいりました。今回の税制改革では、連立政権を樹立する際に結びました自民党、さきがけ、社会党の合意事項を踏まえ、与党税調が議論を重ね、慎重の上にも慎重な議論の結果、結論を得たものでございます。政権を担っている立場にある今回の責任ある決定は、公約違反ではないと私は申し上げておきたいと思っております。したがって、今回の税制改革が公約違反であるとの前提に立った一連の御指摘は当たらないと考えています。

が完全な形で実現はしなかったことについては、現在提案をしております法案は、連立政権の枠組みの中で十分議論を尽くして、国民の理解と納得を得られるものではないかということを確認をして、現時点で最善の案であるという前提でもって御提案を申し上げているところでございますから、御理解を賜りたいと思っております。

次に、税制改革の家計への影響についてのお尋ねでございますが、今回の税制改革においては、働き盛りの中堅所得者層にとって、収入の伸びに際し追加的な手取り金額が滑らかに増加するよう、累進構造を大幅に緩和することとしたものでございます。なお、少額納税者への配慮として、課税最低限の引き上げを行ったことでもございますし、真に手を差し伸べるべき方々へのしわ寄せができるだけ軽減されるようなきめ細かな配慮を行ったものと考えているところでございます。

次に、消費増税の逆進性についてのお尋ねでございますが、今回の税制改革におきましては、慎重な議論を積み重ねた上、現行制度を抜本的に改革した上で消費増税を引き上げることとしたものでございます。こうした措置により、社会的に弱い立場の人たちに対する施策を含め、歳出面の諸措置の安定的維持をしていくことが前提として改革をされたものでございます。そもそも、所得に対して累進的か逆進的かといった問題は、税制全体、さらには歳出面を含めた財政全体で判断をしなければならぬ問題であるというふうに考えております。今回の税制改革においては、低所得者層に対する配慮の観点から、個人所得課税において課税最低限を引き上げるとともに、真に手を差

し伸べるべき方々に対して社会保障制度を通じきめ細かな配慮を行うこととしたことは、前段申し上げたとおりでございます。

また、中堅サラリーマンの負担軽減といった今般の税制改革の意義についてお尋ねがございました。

今回の税制改革は、繰り返し申し上げておりますように、少子・高齢社会に備えて活力ある福祉社会を目指す観点に立った税制のあり方について慎重の上にも慎重な議論を積み重ねた結果でございます。偽りの宣伝ではないかという御指摘は当たらないということを明確に申し上げておきたいと思ひます。

次に、歳入歳入の内容の見直しについての御質問でございますが、今後とも行財政改革を推進し、財政の効率化に向けた努力を続け、また、税負担の公平確保についても不断の見直しを行う必要があることは申し上げるまでもございません。

しかしながら、政府はこれまでも不公平税制の是正、防衛費の抑制、公共投資の入札の適正化などに適切に取り組んでまいりましたところでございます。このことは皆さん御案内のとおりであります。いずれにいたしましても、今後とも、あらゆる経費について制度の根本にまでさかのぼった見直しや施策の優先順位の厳しい選択を行うなど、徹底した洗い直しに取り組む、財政改革を強力に推進してまいり所存でございますから、何分御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、防衛予算についてのお尋ねであります。平成七年度の防衛予算の概算要求については、厳しい財政事情等を踏まえ、正面経費及び在

日米軍駐留経費を含め、経費全般にわたって節減圧縮を図ったものと承知をいたしております。いずれにいたしましても、平成七年度の防衛予算につきましても、今後の政府内における予算編成過程を通じて、効率的で節度ある防衛力の整備の必要性、日米安全保障体制の円滑な運用確保の必要性、経済財政事情等を勘案し、国の他の諸施策とも十分調和を図りながら適切に対処してまいりたいと考えているところでございます。

次に、さらなる税率の引き上げについての御質問であります。消費税率につきましても見直し条項を設けているところでございますが、現時点におきましては、この見直し条項の中に指摘されておりますような諸点を十分慎重な上にも慎重な検討を加えた上で設けたものでありまして、何らの予断を持つものではなく、今後の検討に慎重を期してまいりたいというふうに考えているところでございます。

さらに、税率引き上げの責任についての質問であります。先般も申し上げましたように、活力ある福祉社会の実現を目指すという観点から、現行消費税率を抜本的に改革した上でぎりぎり必要な消費税率の引き上げを行うこととしたものでございまして、皆さんの御理解を賜りたいというふうに私は考えています。いずれにいたしましても、消費税率の引き上げについては、国会における審議、議決を経て行われるものでありまして、何かこれで五%に上げるとする限なく、上がっていくのではないかと、こういうような指摘がございましたけれども、これは国会の審議も通じながら決めていただくことでありますから、安易な税率引き上げを行うことは考えていません。

いうことを明確に申し上げておきたいと思ひます。

自余の質問につきましては、各大臣の御答弁をいただきます。(拍手)

(国務大臣武村正義君登壇)

○国務大臣(武村正義君) 見直し条項と将来の消費税率アップについては、今の総理の答弁と全く同じ考えであります。(拍手)

○議長(土井たか子君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 村山 富市君
外務大臣 河野 洋平君
大蔵大臣 武村 正義君
自治大臣 野中 広務君
出席政府委員
大蔵省主計局長 伏屋 和彦君
大蔵省主税局長 小川 是君
自治省税務局長 滝 実君

○議長の報告

(政府委員任命)

一、昨十七日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、五日議長において承認した山岸俊之を、十

七百三十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る十三日、科学技術委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 白井日出男君(理事尾身幸次君去る九月三十日委員辞任につきその補欠)
理事 原田昇左右君(理事田中直紀君去る九月三十日委員辞任につきその補欠)
理事 日委員辞任につきその補欠

一、去る十四日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

地方行政委員会

理事 塩谷 立君(理事石橋一弥君去る十月四日理事辞任につきその補欠)
理事 中馬 弘毅君(理事平林鴻三君去る十月四日理事辞任につきその補欠)

法務委員会
理事 中島洋次郎君(理事衛藤征士郎君去る九月三十日委員辞任につきその補欠)

理事 志賀 節君(理事山本有二君去る九月三十日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員
辞任 市川 雄一君 補欠 谷口 隆義君
農林水産委員 辞任 廣野ただし君 補欠 羽田 孜君
羽田 孜君 補欠 廣野ただし君

安全保障委員

辞任

熊代 昭彦君
後藤田正晴君
不破 哲三君

補欠

後藤田正晴君
熊代 昭彦君
東中 光雄君

予算委員

辞任

後藤田正晴君
笹山 登生君
二階 俊博君
坂上 富男君
保利 耕輔君
谷口 隆義君
村井 仁君
山岡 賢次君
濱田 健一君
幾田 恵二君

補欠

保利 耕輔君
村井 仁君
山岡 賢次君
濱田 健一君
後藤田正晴君
市川 雄一君
笹山 登生君
二階 俊博君
坂上 富男君
不破 哲三君

決算委員

辞任

羽田 孜君
広野ただし君

補欠

広野ただし君
羽田 孜君

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

鴨下 一郎君
阿部 昭吾君

補欠

阿部 昭吾君
鴨下 一郎君

地方行政委員

辞任

阿部 昭吾君
前原 誠司君

補欠

鴨下 一郎君
田中 甲君

厚生委員

辞任

遠藤 利明君
鴨下 一郎君
田中 甲君
牧野 聖修君

補欠

牧野 聖修君
阿部 昭吾君
前原 誠司君
遠藤 利明君

科学技術委員

辞任

井奥 貞雄君
実川 幸夫君

補欠

実川 幸夫君
井奥 貞雄君

予算委員

辞任

小池百合子君
鮫島 宗明君

補欠

鮫島 宗明君

(理事補欠選任)

辞任

鮫島 宗明君
小池百合子君

補欠

小池百合子君

一、去る十四日、沖繩及び北方問題に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事

西銘 順治君 (理事武部勲君去る四日委員辞任につきその補欠)
金田 英行君 (理事中川昭一君去る十日理事辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

船田 元君
北村 直人君

補欠

北村 直人君
船田 元君

(公聴会開会承認)

一、厚生委員長から提出した次の公聴会開会承認

要求に対し、議長は去る十三日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

国民年金法等の一部を改正する法律案(第百二十九回国会、内閣提出)

一、意見を聞くこととする問題

国民年金法等の一部を改正する法律案について

右によって公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。

平成六年十月十二日

厚生委員長 岩垂壽喜男

衆議院議長 土井たか子殿

(議案提出)

一、去る十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案

平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

一、昨十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

地方税法等の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(保岡興治君外十名提出、衆法第一号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(三塚博君外二十九名提出、衆法第二号)

以上二件 政治改革に関する付託調査特別委員会

(調査要求承認)

一、科学技術委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十三日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、科学技術振興の基本施策に関する事項

二、原子力の開発利用とその安全確保に関する事項

三、宇宙開発に関する事項

四、海洋開発に関する事項

五、生命科学に関する事項

六、新エネルギーの研究開発に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成六年十月十三日

科学技術委員長 宮里 松正
衆議院議長 土井たか子殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、地方自治に関する事項
- 二、地方財政に関する事項
- 三、警察に関する事項
- 四、消防に関する事項

二、調査の目的

地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するための対策樹立

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成六年十月十四日

地方行政委員長 栗屋 敏信

衆議院議長 土井たか子殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、裁判所の司法行政に関する事項
- 二、法務行政及び檢察行政に関する事項
- 三、国内治安に関する事項
- 四、人権擁護に関する事項

二、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び檢察行政等の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成六年十月十四日

法務委員長 金子原二郎

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院会議録第三号中正誤

ペシ 段行 誤

三 四 末二 のであります

三 四 末六 国会

三 一 九 隣国

正

のであります

国民

隣国

平成六年十月十八日 衆議院会議録第六号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第四、五号の発送は都合により後日となるため、第六号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局	
電話	03 (3587) 4284
定 額	本号 一 部 (税 三 円 を 含 む) (配 送 料 別)